「石綿障害予防規則等」が改正されました

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事における石綿ばく露防止対策が強化されます

【令和２年 10 月 1 日から順次施行】

建築物の解体等の作業については、従前より石綿障害予防規則等に基づき、石綿ばく露防止対策を進めていただいているところでありますが、今後、石綿が使用されている建物の老朽化による解体工事の増加が予想される中、事前調査の不備などによる石綿ばく露防止対策が不十分な事案が全国的に認められています。

このような状況を踏まえ、事前調査の進め方や保温材などレベル 2 の石綿建材の解体作業等に係る届出が強化されます。

施行につきましては、本年 10 月から順次施行されます。

【令和２年１０月から施行される内容】

▶けい酸カルシウム板第１種を切断等する場合の措置

▶石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）

石綿障害予防規則等の改正の概要

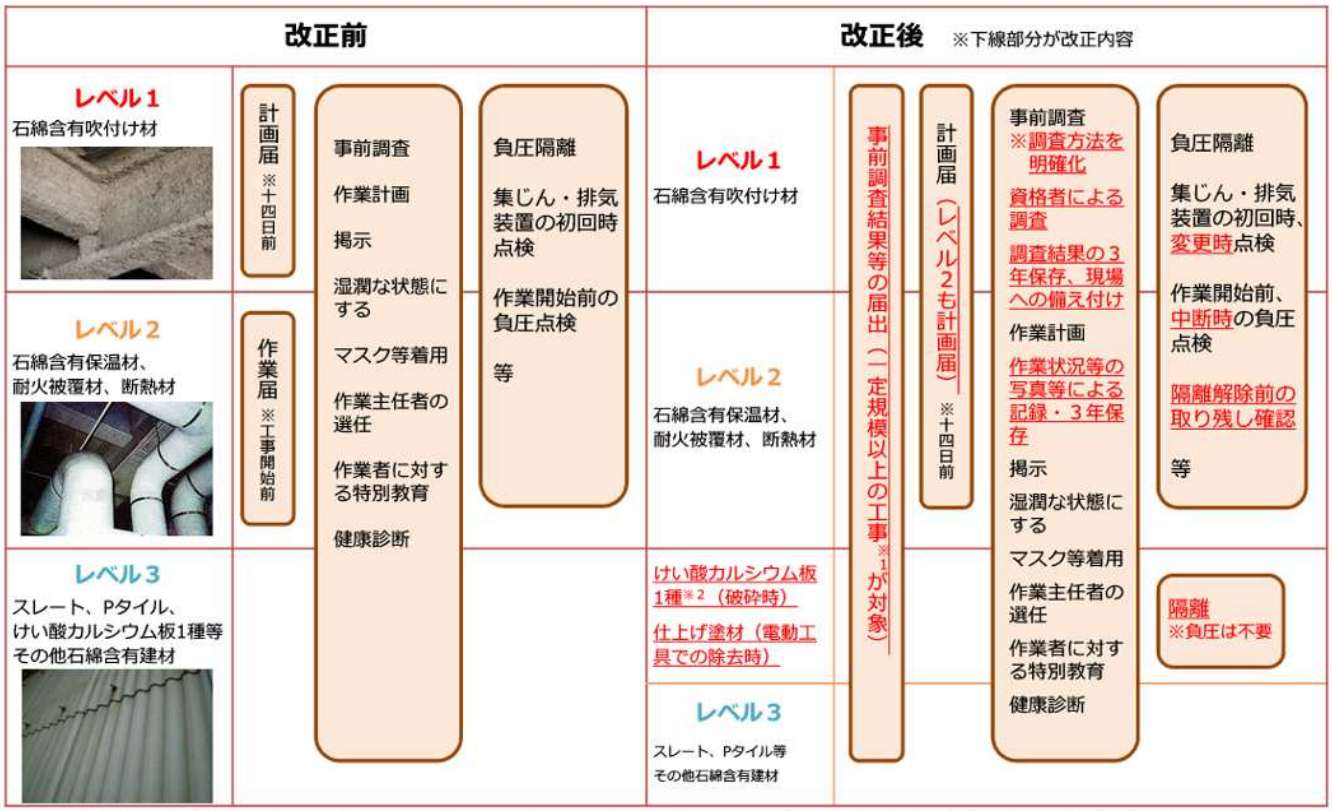

※１ 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
※２ 石綿含有けい酸カルシウム板１種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル１・２ほどの飛散性はないが他のレベル３より飛散性が高い

石綿障害予防規則等の主な改正内容

1　解体・改修工事開始前の調査

- 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、３年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

2　解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

3　負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- 隔離･漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん･排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

4　隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- けい酸カルシウム板１種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

5　その他の作業に係る措置の強化

- 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

6　作業の記録

- 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7　発注者による配慮

- 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

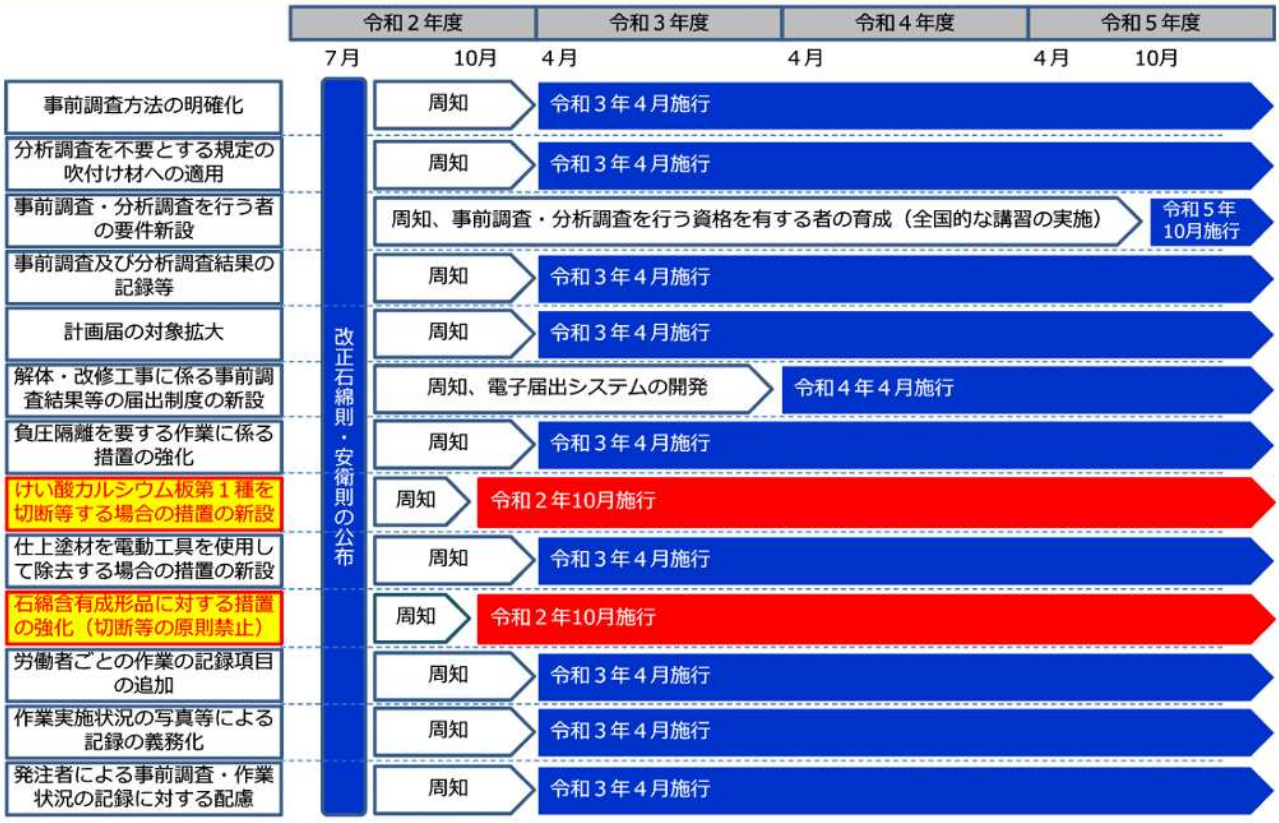

赤色で示した事項が、令和２年１０月から施行されます。

※具体的な改正内容など、くわしくは、三重労働局ホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/20200807.html